

審査基準整理票

処 分 名	大津市コミュニティセンターの会議室等の使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市コミュニティセンター条例		(条項) 第6条第4項
基 準 法 令 名	大津市コミュニティセンター条例		(条項) 第6条第4項
所 管 部 署	市民部自治協働課		
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 会議室等の使用料は、大津市コミュニティセンター条例第6条第4項に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。・・・全額 (2) センターの設置目的に沿った事業であって、公益に資すると認められるものに使用するとき。・・・全額 (3) その他市長が必要と認めたとき。・・・全額 なお、第2号中「公益に資すると認められるもの」とは、営利を目的とせず自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。 また、第3号に規定する「その他市長が必要と認めたとき。」は、下記のとおりとする。 (1) 公共的に利用し、又は公益性を有するとき。 (2) 政策的に行うべき理由を有するとき。 【根拠法令】 大津市コミュニティセンター条例 第6条第4項 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、会議室等の使用料又は附属設備の使用料（次項において「使用料」と総称する。）を減額し、又は免除することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。